

地研通信

発行人 岩田 俊二
編集人 島内 高太
発行所 三重短期大学
地域問題研究所
津市一身田中野157番地
〒514-0112 TEL(059)232-2341

題字 岡本祐次元学長

居場所づくりの取組みと課題

- 三重県の事例を通して -

木下誠一

1. はじめに

近年、学校の週五日制、少子高齢化、地域社会での人間関係の希薄化、青少年問題など様々な社会的背景から、公共施設や空き店舗等を利用した居場所づくりの取組みが各地で展開されている。例えば、青少年が放課後や休日に自由に過ごせる健全な居場所（「子どもの居場所づくり新プラン」¹等）、退職後の高齢者などが社会と関わりを持ち、生きがいを得ることのできる居場所（「ふれあい・いきいきサロン」²等）、育児不安を抱き、孤立しがちな子育て中の主婦が安心して集える居場所（「つどいの広場事業」³等）などがあり、地域の中で居場所を提供していくことが社会的に重要な課題となっている。しかし、居場所づくりの取組みはまだ新しく、その多くは個々の居場所ごとに経験的で試行錯誤的に運営されているのが実情である。そして、それぞれの居場所が地域において相互にどのような関係や位置づけにあるのかも明確ではなく、今後、地域において計画的に居場所を整備していく必要があると考える。

これまで地域には公共施設をはじめ、様々な施設が整備されてきているが、必ずしも地域住民の居場所になっているとは言い難い。特に公共施設は、制度によって施設の目的、対象者、運営方法などが明確に規定され、機能的サービスを中心としているため、他者と会話したり、ゆっくりひと時を過ごすといった非目的な滞在サービスについては疎かになっているといわざるを得ない。地域住民の生活の質の向上のために、多様なニーズを視野に入れ、居場所の観点から地域施設を捉え直す必要がある。

こうした問題意識から居場所としての地域施設計画に関する研究に取り組んでいるところであるが、本稿では、三重県がH15年度から開始した「三重県青少年居場所づくり事業（以下、居場所事業）」の事例を対象に、居場所づくりの実態と課題を整理した研究について簡単に紹介したい。

2. 三重県における居場所づくりの取組み

三重県による青少年を対象とした居場所事業は、H15年度から開始した民間委託事業（H17年度までの3年間を補助事業）であり、その活動理念は「中高生の世代の青少年が、土日や放課後の時間帯を中心に、気軽に立ち寄り、自由に集まることのできる居場所を設け、そこに集まる青少年自らが企画・運営する「青少年の、青少年による、青少年のための活動」を通じて、地域の大人達との語らいや交流などにより、青少年が、自立心や社会規範を身につけ、また、自分たちが地域の構成員の一部であることの自覚を高めていくこと」としている。居場所の主な設置基準は次のとおりである。1) 活動拠点となる居場所を地域の公民館、空き店舗等につくる。2) 青少年で組織された居場所運営にあたる「青少年委員会」を設置する。3) 「青少年委員会」をサポートするコーディネーター（以下、運営者）を設置する。4) 「青少年委員会」で企画したサークル活動・体験活動等を行う。5) 居場所の利用料は無料とする。6) 原則、土曜を含む週4日以上、かつ、1日3時間以上開館する。居場所は県内各地に設置され、設置数は、H15年度15件、H16年度17件、H17年度16件であった。設置された建物種別は、公共施設では、公民館・地区会館、市民活動センター、児童館等であり、民間施設では、古民家、旧旅館、新築戸建等である。

3. 居場所づくりの実態と課題

H15年度より居場所事業に登録する15件のうち調査協力の得られた10件を対象に、居場所の運営内容、運営上の問題点や留意点等について運営者に対するヒアリングを行い、居場所づくりの実態と課題について把握した。その概要を以下に述べる。

1) 立地

居場所は、駅前地区、中心市街地、住宅地に立地するが、運営者は駅前を除き交通アクセスの悪さや施設の視認性を問題としており、必ずしも希望通りの立地条件となっていない。一方で、中高生の出入りによる騒がしさや、居場所を不良の溜まり場とみる近隣の住民感情に配慮し、あえて住宅地のはずれに設けた居場所もみられる。また、居場所の設置以前から家主が和裁教室を開いていた古民家や旧旅館など、従前より地域住民に認知された建物を居場所に開放することで地域と良好な関係を築き、気軽に利用できるようにした居場所もみられる。

2) 空間

居場所は、公共施設または民間施設に設置される。公共施設の場合は、施設規模が民間施設より大きく、設備的に整った複数の諸室を有するため、動的な活動から静的な活動まで活動展開の幅があり、中高生が各々の目的に応じた場所を複数の中から選べる選択利用を可能とする。民間施設の場合は、小規模な民家などを利用して家庭的な雰囲気づくりを心掛けているため、限られた空間で他者と場所を共有しながら自由に過ごせる複合利用が主となる。しかし、問題点として「面積が狭い」ことが挙げられ、利用時間帯をやり繰りするなど運営上の工夫で対応しているのが現状である。

居場所内の設えでは、公共施設の場合は、既に備品等が比較的整っているため、少ない予算で利用しやすい環境づくりを行っている。しかし、あくまで内装や備品は公共物であるため、思い通りに手を加えることができないなど、設えの自由度が低い点が問題点として挙げられる。一方、民間施設の場合は、備品の充実度は公共施設より劣るが、古民家利用の場合には建物所有者の理解も得やすく、比較的の内装の変更に関する自由度が高いのが特徴的である。

3) 運営主体

運営主体には、NPO団体の他、市民活動支援団体、ボランティア指導者や行政職員が中心となって組織された団体があり、いずれも、居場所の設置以前から地域で青少年の育成に取り組んできた経験をもつ。NPO団体の多くは従来より団体の活動拠点を有し、子育て支援や各種体験事業を行っており、居場所事業を契機に新たに中高生を取り込むことで幅広い世代間交流への展開を図ろうとしている。

NPO団体以外の任意団体では、中高生に限らず市民活動全般を支援する団体、中高生から成る子ども会等の支援団体、地域の青少年指導者らによるボランティア団体、青少年行政に携わる市職員が個人的に支援者を募り新たに組織された団体がある。

4) 開館日

原則、土曜を含む週4日以上、かつ、1日3時間以上の開館が設置要件であるため、ほぼ日常的に開いている。開館時間帯は中高生の生活時間に配慮し、平日は放課後や塾帰りなどに利用できるよう午後から夕方もしくは夜まで開館し、休日は午前からの開館が多い。公共施設では、市民活動センターの職員が居場所の運営を兼務する居場所は、毎日、センターが開館する10時から22時までの長時間、中高生に開放している。また、児童館館長が運営を兼務する居場所は、従来の夕方5時までの利用を6時頃まで延長し、中高生の利用に対応している。個人が実質的に運営している居場所は、仕事上の都合などで常駐できず、開館日が週3日程度と少ない。民間施設では、NPO団体の事務所兼活動拠点とする居場所は、少なくとも一人以上のスタッフが常駐しているため、平日の幅広い時間帯を居場所として開放しているほか、開館時間外に中高生が訪れても受け入れ可能な柔軟な運営がなされている。

5) 企画活動

中高生に対する日常的な居場所の提供だけでなく、ほとんどの施設で中高生主体の企画活動を年に数回行っている。NPO団体の居場所は、各種体験事業の経験を活かし、野外活動やボランティア、サークル活動などを通じた異世代交流の中から社会性を身につける活動を主にサポートしている。一方、市民活動や子ども会等を支援する団体の居場所は、中高生が祭りなどのイベントを主催し、仲間意識や帰属感を育む活動を主にサポートしている。また、地域で青少年育成に取り組む行政職員やボランティアを中心とする居場所は、公民館や児童館等の諸室を活用した各種講座を通して、自己実現へのきっかけづくりを主にサポートしている。このように、日常的な場所の提供サービスの他に、異世代交流、仲間意識の醸成、自己実現のきっかけづくりなどを目的に、運営主体の特色を活かした非日常的な企画活動が実施されている。

6) 運営者の存在

運営者は、「大人は指示しないようサポートを心掛ける」や、「挨拶する以外は様子を見守り、困ったときに応えてあげる」と語るなど、中高生の主体性を尊重し、思春期特有の心理にも配慮するため、居場所内では中高生に対しなるべく干渉せず見守ろうとする姿勢が窺える。また、「中高生は場所ではなく、人や活動内容を選んでいく」、「中高生とスタッフの居場所として共に育ち合う場としたい」との意見があるように、居場所が単なる場所提供だけでなく、関わりの場として機能するために、運営者や他世代の存在が重要であると考えている。このように、運営者は、中高生が気軽に悩みなどを話せる相談相手や、温かく見守り安心感を与える裏方的存在、また利用者同士や他世代との関わりをつなげ活動展開をサポートする媒介的立場など、様々な役割を担っているといえる。

7) 広報活動

ほとんどの居場所で、広報活動を行っている。居場所の開設時には、いずれも運営者が以前から馴染みの中高生を中心に声掛けを行い、次第に口コミで友人を連れてくるようになった経緯がある。しかし、「親の理解が薄い」や「学校から良い場所とは思われていない」と運営者が語るように、居場所は、一部の人から不良の溜まり場のようにみられており、そのことが利用の障壁にもなっている。運営者は、学校説明や地域交流により保護者や学校の理解を得て施設の認知度を高め、利用者が固定化している現状を克服する必要性を感じている。

8) 居場所間の連携

運営者は「いろいろな居場所と連携をとっていききたい」、「地域の中には多くの居場所が必要」などと語るように、地域に中高生の居場所が少ないと認識しており、中高生のニーズに対応するには、個々の取組では限界があり、施設間の連携を望んでいることがわかる。また、空間の機能的な補完関係だけでなく、「居場所同士をインターネットでつなげ、互いの長所や短所を補っていききたい」との意見があるように、居場所相互の情報交換を求めている。

9) 運営資金

各施設は、中高生に無料開放するため、補助事業として三重県から支給される補助金（20万円）を元手に運営している。用途は、図書、家具設備、講師料、イベント費用などである。特に民間施設の運営者は運営資金不足を問題点として挙げている。公共施設の場合は、施設を行政から無償で借り受け、備品等も利用でき、運営者も施設職員やボランティアが主に担っているため、その分、補助金を企画活動等に充当できるのに対し、民間施設の場合は、運営主体となるNPO団体の財政基盤が、主として支援者からの会費、各種事業の参加費や利用料、行政からの助成・委託費等により築かれているため、利用料を無料とした居場所事業では、活動費、施設維持費、人件費等を補助金以外にも他の事業費から捻出する必要があり、運営資金に苦慮しているものと推察できる。

4. おわりに

本稿では、三重県の居場所事業の事例を通して、居場所づくりの実態と課題をみてきたが、各居場所で様々な工夫がみられる一方、運営に苦慮している実態が明らかとなった。事業期間後のH18年度以降の居場所の継続状況についてみると、本稿で取り上げた居場所10件の内、空間面、運営面においてこれまで通りの内容で継続しているものは少なく2件のみとなっている。継続しなかった居場所について、その理由をみると、「運営費の見直し」、「老朽化による施設の解体」、「運営者の個人的事情」などが挙げられている。居場所の安定した運営のためには特に経済的、人的支援が課題といえる。

本稿で取り上げた事例以外にも、民間施設では店舗や塾、宗教施設などを開放した居場所が想定される。このような地域住民に少なからず認知されている既存ストックを居場所として活用していくことが有効であろう。一方、公共施設は、既存の公民館や集会所、学校といった従来の固定的な施設種の枠組みに縛られず、より柔軟な空間づくりと弾力的な運営を行う必要がある。これら公共、民間各々の特性をふまえ、地域住民が自分に合った居場所を地域の中で自由に選択できるよう、多様な居場所を提供し、居場所間の連携を図りながら地域全体で受け入れていく体制を整える必要があるといえる。

本稿では、青少年の居場所を取り上げたが、今後、県内の自治体における取組み、子育て親子や高齢者の居場所、居場所間の連携のあり方などについて検討を深めていきたいと考えている。

なお、本稿は文献1の内容の一部を要約・加筆している。詳細は文献1を参照されたい。

注釈

- 1 全国の学校で放課後や休日に、地域の大人の協力を得て、安全で安心な「子どもの居場所」を確保し、スポーツや文化活動など多彩な活動が展開されるよう、家庭、地域、学校が一体となって取り組む計画。文部科学省が2004年度に策定し、2006年度までの3カ年計画。全国で約1万ヶ所設置（2006年度）。
- 2 閉じこもりがちな高齢者の仲間づくり・生きがいづくりなどを目的に行われる、地域住民による小規模で自由な自主的活動。社会福祉協議会が1994年以降に活動実施し、2008年度時点で、全国で約3万ヶ所設置（「社協情報ノーマNo.220」より）。
- 3 主に乳幼児をもつ子育て中の親が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもち、問題解決への糸口となる機会を提供する場。厚生労働省が2002年度創設し、全国で829ヶ所設置。

参考文献

- 1)木下誠一・池谷辰仁・今井正次：中高生の居場所の成立条件に関する研究 -三重県における居場所づくり事例の分析を通して-,日本建築学会計画系論文集, NO.623, pp.39-46, 2008.1

web2.0時代の福祉社会学のagenda

平尾竜一・加藤あけみ・横溝一浩

はじめに

本レポートの目的は以下にある。電腦社会からネット社会へと比喻される我が国の情報通信ネットワークが国民生活に深く浸透し、現実世界そのものを変化させたことはIT基本法(2000)にその証左がみられようか。また、ITは障害をもつ人たちの生活や、社会参加の様式にも変化を与えた。情報通信技術は障害者基本計画(2003)などに謳われるように、障害者の社会参加の推進、社会のバリアフリー化の促進をはかるための、基礎的環境ともなった。ITは障害者が行政放送などの地域での自立した生活を支援する方途として活用され、また安全でかつ安心して暮らすための防災情報などのネットワークを提供する一翼をになう。加えて、通勤困難な重度障害者の在宅支援から雇用促進、そして障害者自身が創業・起業の有効なツールともなる。同時に、福祉事業者というサービスプロバイダにあっても、情報公開や施設経営という新しいツールを提供する。

こうした状況を鑑み、まずITインフラという新しい公共性の定義にふれ、次にITをめぐる「新しい公共圏」の議論をふまえ - それはとりもなおさずOS(Operation System)のPBS(Public Domain Software)の動向であるが - 最後に福祉情報教育としての「情報リテラシー教育」から一般教育を包含する新しい教育へと通底する議論を整理しつつ、近年の福祉社会学的諸議論に対する理解の提案を行う。

1 公共財としてのIT - 情報プラットフォームは誰のものか？

IT技術に基礎づけられた情報保障を議論する手始めに、手話通訳や字幕を付したニュース番組・広報番組は誰かが視聴するとその価値を減ずることがあるのか、という点から行いたい。

近年、多くの番組で字幕スーパーが付されており、また手話通訳を付したりすることが認知されている。これは聴覚障害のある方には必要な配慮である。携帯電話端末で安否確認や伝言板、避難所の場所などの避難情報が提供されるのも同様だ。同時に音声ガイダンスがある携帯端末では、視覚に障害のある方にも情報提供できるようになっている。

しかもこの情報提供については、技術的にはすべて無料で実施することが可能となっている。具体的に情報のフローを示すと、「入力する者 入力会社のホストコンピュータ 広域ネットワーク NTT 携帯電話各社のサーバ 個々の携帯ユーザ」という図式になる。機材のメンテナンスや機材の固定費用は健常者用に支払っており、情報保障のために二重に支払う対価は経理上発生しない。

公的機関では様々な市民向けの情報を作成する際、既に職員は雇用・配置されており、その部署で作成したデジタル情報をサーバにアップすることと広報誌にすることは、媒体を問わず情報提供経費は等価である。ライフラインとしてのITの機能から、ここで公共財というアナロジーを(情報保障という仕組みを構築するネットワークに対して)与えてもよろしい。そこで、行財政学的な定義に照らして検討したい。それは、消費の非排他性と競合性についてである。

1) 非排除性については、手話通訳・点字翻訳・字幕が付した公的機関の広報物が健聴者・晴眼者を排除するとは考えにくい。むしろ、手話や点字といった新しいデバイスツールを目にすることにより、健聴者・晴眼者の理解に役立つ教育効果がある。今般の障害者自立支援法による障害者の受益者負担論については、情報保障をすることによって、利益を得るものが出てくる＝障害者、という理路を持つ政治家もいようが、この理路では情報保障という仕組みも公共財ではなく行政の障害者への便宜供与だ、とも主張するのだろうか。しかし、この法が消えると民主党政権が宣言した今はこうした問題もなからう。つまり、ITにより提供される情報保障には消費の非排除性があるといえよう。

2) 競合性については、公共財として「道路」や「消防」がもつ消費の非競合性は理解できるが、「字幕」や「手話通訳」などの情報保障が公共財のそれか、否かには説明が必要であろう。「同時消費性」については、字幕がついて利用（消費）する人がその価値（そしてそのアクセス可能性）を減少することがあるのか、が課題とならう。つまり、費用対効果の面で、多く利用する人が出ると誰もが消費できるわけではなく、徐々に発生することを検討しなければならない。ないしは、誰かが消費したならば、他のものは消費できないということは発生する確率がない、と示さねばならない。この議論は、救急車がよべない、といった問題も都市部では近年社会問題化しつつあり、また、山間地にゆけば医療そのものがない、ということを想起すればよいのではないだろうか。手話ニュースの視聴者が多くいたからといって、（または視聴率が高い番組が多く登場することによって）電波占有帯が減少するということが起きるとは理論的には想起できるが、そうした事例を浅学ながら知見がない。かくいう理路により、ITにより提供される情報保障には消費の競合性は存在しないとみなしてよい。

ところで、情報保障という仕組みは公共財だというもの、それを実現するにはPC端末といったハードウェアだけでなく、アプリケーションソフトと呼ばれるOSの上に乗っているソフトが技術的には必要である。情報保障の仕組みは、無料だとしても、問題はそのソフトを機能させるプラットフォームである、OSが有料である以上、PCを使った情報保障は受益者負担の色を濃くする。情報保障行政サービスを行ってもOSを開発した者に利益は流れるわけである。ここで話を転換し、OSの社会的意義 - それは情報保障という仕組みの公共性であり、とりもなおさず障害者の社会への参画可能性を保障しつつ社会的包摂をはたす仕組みの一部というもの - は、どこにその源をもとめるのか、という点に論点を移動させる。

2. 迷走するOSの社会的地位

2.1 OSのジレンマ

コンピュータの黎明期においては、ソフトウェアは、アーキテクチャに対して依存度が高く、ハードウェアの付随的な存在でしかなかった。この当時のコンピュータは、アーキテクチャは標準化されておらず、科学者・技術者などの限られたユーザが利用していた。彼らは、ユーザでもあると同時にソフトウェアの開発・修正も自らの手で行っていた。また、ハードウェアメーカーが提供したソフトウェアはコードも公開されており、ユーザの手によって機能の拡張まで行われていた。これらのソフトウェアは、同じハードウェアを利用するユーザ間で共有され、それらの知識が多く広がるほどハードウェアの販売促進につながった。

このメーカーとユーザとの相互依存関係は長くは続かなかった。業界が成熟するにつれアーキテクチャの標準化は進み、メーカーにとっての収入源であるハードウェアによる差別化が困難になると、ソフトウェアにその活路を模索するようになった。その結果、競合他社にソフトウェアの技術的なノウハウの漏洩を防ぐ意味で、それまで公開していたコードを非公開にして、さらには著作権により保護を強化した。ソフトウェアは、次第にメーカーの独占的な所有物となり、ユーザはその所有物を利用する権利を購入するという関係に変化しつつあった。その流れに意識的に抵抗し、後にFSF(Free Software Foundation)を設立し、GNUプロジェクトを進めた人物がリチャード・ストールマン(Richard Stallman)であった。ストールマンは、マサチューセッツ工科大学の人工知能研究所でコードを自由に共有し、システム開発を進めた。そして、企業が開発するプロプライエタリソフトウェア(proprietary software)のライセンスをuser subjugate(ユーザ束縛ライセンス)とも呼び、これらと対峙するフリーソフト¹⁾を推進することを決心した(Stallman; 1998)。GNUプロジェクトでは、フリーソフトを保護する手段としてパブリックドメインではなく、一般公衆利用承諾契約書(GPL: General Public License)²⁾という法律的な手段が用いられた。さらに、完全に自由なOSとしてリーナス・トーバルズ(Linus Benedict Torvalds)らによってLinuxが公開された。ここに、独占的なOSに隷属する購買者としてのユーザではなく、誰にも束縛されずに自由に知識を共有したかつてのユーザが復活することになる。

PCおよびインターネットの世界的普及状況を考慮すると日本とは異なる光景が見えてくる。欧州では早期からオープンソースの利用を推奨し、中国でもOpen Sourceでの文書統合ソフトウェアが推奨され

ている。各国の事例が示すように、今やコンピュータや情報通信技術は「個人的、集团的、組織的、社会的、国家的／国際的なさまざまな目的を達成するための強力な資源（Johnson, 2001；水谷他, 2002, p.313）」であり、資源への平等なアクセスという文脈で捉えれば、OSは公共的財産を担保とする社会資本と見なしても異論はなからう。

現在の情報通信技術は、社会資本といえるまでに成熟し、送り手と受け手が流動化して誰もがwebを通して情報を発信できるように変化したweb 2.0の段階まで発展を遂げている。web 2.0は、近年、「すべての関連するデバイスに広がる、プラットフォームとしてのネットワーク」ともいわれている。ただし、そのプラットフォームへアクセスするために必要なPCのOSとしてプロプライエタリソフトをユーザの圧倒多数が利用しているというのが日本の現状である。user subjugateな契約でPCを利用している日本のユーザには、ユーザ間で自由にプラットフォームの機能を修正し機能を拡大する権利はない。情報を交換するにもプロプライエタリなオフィススイート（office suite³⁾を利用してしている限り、そこで作られた物を単純に交換するだけで、オフィススイートの修正や機能拡大の権利もない。これはweb 2.0の概念とは反するものであり、また、誰もが社会に参加できるユニバーサルな視点からも、情報保障などの参加する権利をユーザはすべて企業側に依存するしか方策はないのである。

2.2 プロプライエタリからオープンソースへ

PCは電源を入れてもOSがなければ起動しない。しかし、起動したところで、毎回の更新を行わなければ利用できないという仕組みになっていけば、PCを購入しても単にハコを所持しているだけである。ネットワークが完備された現下の情勢にあって、PCをネットワークに接続しないスタンドアロンだけで利用するユーザは皆無に近いだろう。つまり、ネットワークへの接続を前提にPCを購入するわけであり、われわれの機材は更新情報に依拠し、その使用も更新情報を提供するOS供給元に支配される。終了時に、画面に「更新を行いますのでこちらのアイコンをクリックして下さい」と表示され、それでも電源を切る意思をもって「切る」を選択しているにも関わらず、電源は切られることなく、延々と更新作業が実行されたという経験がどのユーザにもあるだろう。この状況をベンダー支配という。また、ある時期がくると、「本OSは 月 日をもってそのサポートを終了いたします。以後、サポートは行いませんのでご承諾の上ご利用をお願いいたします。」とベンダーは一方向的に告知してくるのである。

独占的ソフトウェアの擁護側から、営利目的で利益を生む機会が高ければイノベーションがより加速される、という意見がある。占有者は時として、経営上の問題からソフトウェア製品の更新やサポートを停止せざるをえない状況になることもある。営利企業では経営戦略もしくは組織戦略上の目的から、更新版へのアップグレードや最新版の購入増を見込んで製品のサポートを停止する場合もある。しかし、ベンダーが製品の出荷を停止あるいは有効期限を制限し、サポートを停止すると、その製品のユーザは不便な状況に追い込まれ、そのソフトウェアに問題があったとしても、なんらサポートを受けられない事態に陥る。PCはそのサポートを背景にしなければ、セキュリティが確保できず、他者から攻撃され、また故意の利用される危険性が増加する。常時ネットワークに接続することが一般化した社会で、セキュリティ未確保のPCを利用するとは、他者からの悪意の利用を無条件に同意することに等価である。

ところで、公共性の高いもので似たものに「水」がある。各自治体の下水道局では、ライフラインである水路を通じて飲料水を提供している。一方、清涼飲料水会社が地下水をくみあげて「privateブランドの水」を販売している。清涼飲料水会社がいくら供給をとめたところで、水を飲むことに不都合は生じない。単にある商品がなくなるだけである。しかし、自治体の下水道局が供給をとめると直ちに混乱が生じる。つまり、OSについても事情は同様だと提案したい。あるOSを自治体がいち早く買い取ることは不可能であるが、オープンソースを自治体で使用し、並立する市場環境を構築することは、可能である（北海道、会津若松市はすでに開始しているとそのHPは宣言している）。地方自治体において、その地域を対象にしたオープンソースの啓蒙活動の試みがいくつか始まっているが、学校教育の場では、オープンソースあるいはGPLなどのコピーレフトの概念についての教育は行われていない。コピーライトをコンテンツと同様に遵守するよう教育するが、対峙するコピーレフトには全く触れられていない。情報処理関係の国家検定試験においてもコピーライトとしての著作権は出題されているが、コピーレフトの出題は皆無である。プロプライエタリからオープンソースへの移行（あるいは回帰）については、何の権利もないuser subjugateな契約の下でPCを利用するユーザではなく、自由にプラットフォームを使いこなす主体的なユーザ教育の検討が必要なのではないだろうか。

3. 福祉教育としての情報リテラシー教育の展開と展望

3.1 情報リテラシー教育における私的企業の管理下にあるソフトの利用

ジョンソン (Johnson, D.G.) によれば、社会における機会均等のための「最も有力な機構 (Johnson, 2001; 水谷他, 2002, p.316)」とは教育である。教育の機会均等は、将来の仕事や地位に関する機会均等の達成に関わり、コンピュータや情報通信技術が教育機関において平等に配分されなければ、この不平等な配分が将来の不平等な雇用を生み出す可能性が高い。すなわち、教育機関の情報リテラシー教育は、仕事の機会均等の達成を左右することになる。

日本では、現在、Microsoft社のOS (Windows) とそのOS上で動くアプリケーションソフト (Office) が多く使われており、教育機関の情報リテラシー教育においても、Microsoft社の製品を使っているケースが多くみられる。そのため、情報リテラシー教育がコンピュータ・スキル (コンピュータ・リテラシー) に限定された場合、Microsoft社の製品の解説書といったテキストを中心に進められることになる。振り返れば、MS-DOSの時代には、文書作成ソフトは「一太郎」、表計算ソフトは「Lotus1-2-3」が主流で、当時の大学におけるコンピュータ・リテラシー教育ではこれらのソフトの使用が多かった。Microsoft社の製品の教育への浸透という現状もこの流れにあるが、PCおよびインターネットの普及状況を考えるとスケールが異なる。

特定ベンダー製品の教育への浸透という現状は我が国特有で、PCおよびインターネットの世界的普及状況を考慮すると教育事情が異なる光景となる。デジタルデバイドの概念が示すように、今やコンピュータや情報通信技術は、前述のように「強力な資源」であり、等質の教育への平等なアクセスという文脈では、(1) 教育の質に影響し、教育の質を高める有力な資源、(2) 教育を平等化できる技術としてとらえられる (Johnson, 2001; 水谷, 2002, p.316)。教育機関という公的な領域における教育の内容に私的企業の経営理念に基づく製品が独占的に関与することは、機会均等の実現可能性において懸念が生じる。この懸念を払拭すべく一部教育機関では、OSS (open source software) を教材とする実践例も増加し、そこではLinux (OS) やOpen Officeなどのソフトが利用されている。

3.2 福祉教育としての情報リテラシー教育

エンゲストローム (Engestrom, Y.) は、資本主義社会における教育機関の活動の特徴として、交換価値 (労働市場における成功につながるよい成績を得る) と使用価値 (教育機関の内外における自分の生にとって役立つ道具になりうる) という二重性をあげる (松下, 2002, pp.22-23)。前者では、主体である「成績達成者」が「記憶、再生、アルゴリズムによる問題解決の道具」を使って「死んだテキスト」に働きかける。共同体は「バラバラな個人の集団」となり、所与の規範に「競争的に適応」しながら互いに「孤立」した存在となる。後者では、主体である「意味生成者」が「探求の道具」を使って「文脈のなかでのテキスト」に働きかける。共同体は「探求のチーム」となり、しばしば所与の規範に「反抗」を試みながら互いに「協働」する。これによれば、コンピュータ・スキルに限定された情報リテラシー教育は交換価値の獲得をめざす学習となり、情報リテラシー教育には、さらに使用価値の獲得をめざす学習が求められなければならない。

福祉と情報化を考えると、交換価値も使用価値も獲得する必要がある。情報リテラシー教育は、前節でふれたようにデジタルデバイスに関連し、情報公開や情報保障もその教育の中に担っていることを認識しなければならない。ここで、吉田の情報ネットワーク社会の理論を援用し、福祉教育としての情報リテラシー教育を考えてみたい。吉田 (2006) は、1990年代以降のインターネットの大衆化・商業化による匿名的大衆の流入にともなう変容に、ハーバマスが分析した公共圏の構造転換 (19世紀以降のマス・メディアの発達にともなう市民的公共圏の崩壊、政治/経済システムにコントロールされる擬似的公共圏の出現という過程) との相似を認め、多様な仮想空間のメタ・レベル (インターネット空間を含む情報ネットワーク社会全体のレベル) においては、生活世界とシステムの二層からなる「近代社会」が今後も存続しつづけると考えざるをえないと指摘する。したがって、情報ネットワーク社会における平等性、公開性、自律性という市民的公共圏の理念型である三原則は、情報リテラシー教育の基盤となり、平等性および公開性は交換価値の獲得をめざす学習、自律性は使用価値の獲得をめざす学習として展開されることになる。また、公共圏はさらにマイクロ公共圏 (組織化されない個人が主要なアクターとなり、参加者にとってアイデンティティ形成の場となる) とマクロ公共圏 (組織化されたアクターが中心となり、政治システムへの批判を中心的役割とする) に分けられる (吉田, 2006, p.155) が、情報リテラシー教育は前者に対応し、後者への対応は専門家向けの情報教育に委ねることになる。

4 おわりに

福祉と情報化をめぐる議論を、ITによる情報保障の公共性からはじめ、それがゆきつく先をみてみた。ITを支えるOSは社会においてどんな性質をもつのかという、社会を透底する疑問へと続き、また貴重な

利益を生み出す開発物が私的財産なのか、公共財なのかという問いを解決しつつ、利害を調整し、合意形成へのすじみちへとつながる。それは公共圏という視点でとらえると、教育における情報リテラシー教育こそが、機会均等を保障する人権教育であり、福祉教育の側面であることを示す。今後の情報リテラシー教育のカリキュラムデザインを構築するとは、同時に教育を通じた市民の平等性や公開性の市民性の涵養を実現することともいえよう。最後に、情報リテラシー教育を公共圏という視点でとらえると、情報リテラシー教育には福祉教育の側面があり、この側面こそ今後の情報リテラシー教育のカリキュラムデザインの指針となりうるだろう。そして、平等性および公開性を実現するためには、コンピュータや情報通信技術のハード面およびソフト面を公共財の視点から再度検討する必要がある。

<注・参考文献>

- 1)ここでいう"フリー"は自由(freedom)という意味で無料(charge of free)の意味ではない。誤解を招くので、これに代わる言葉として1998年にオープンソース(Open Source)という言葉が登場。
- 2)コピーレフト(著作権を放棄するのではなく、ライセンスの形で共有と共同的な創造活動を保護する方法)のソフトウェアライセンスの代表的なもの。プログラムの著作物の複製物を所持している者に対し、プログラムの実行および動作を調べ、それを改変すること(ソースコードへのアクセスはその前提)、複製物の再頒布、プログラムを改良してこれを公衆にリリースする権利(ソースコードへのアクセスはその前提)を承諾する。また、パブリックドメインがもつ「第三者が独占的なプログラムに使用される可能性」という欠点を防ぐための措置とも考えられる。
- 3)パーソナルコンピュータを用いたオフィス業務に必要なソフトウェアをセットにしたソフトウェアスイート(suite:ひと揃えという意味)の一種。
 - ・草山太郎・平尾竜一・細川磐, 障害者の社会参加に関する一考察 - サイバースペースにおける障害者のスポーツ -, 大阪体育大学紀要第29号, 1998
 - ・加藤あけみ、横溝一浩, 福祉情報における三つの概念 - 情報保障 情報保証 情報補償 -, 静岡福祉大学紀要第3号, 2007
 - ・石橋一雄, 地方公共財の理論的考察, 新潟産業大学経済学部紀要大学第35号, 2008
 - ・Karl Fogel, Producing open source software, 2006(高木正弘, 高岡芳成, オープンソースソフトウェアの育て方, 2009, オーム社)
 - ・Richard Stallman, The GNU Project, 1998
 - ・D.G.Johnson, Computer Ethics, Prentice Hall, 2001(水谷雅彦、江口聡監訳, コンピュータ倫理学, オーム社, 2002)
 - ・吉田純, インターネット空間の社会学, 世界思想社, 2006(pp.166-168)
 - ・松下佳代, 学生消費者主義と大学授業研究 - 学習活動の分析を通して -, 京都大学高等教育研究第8号, 2002
 - ・北海道経済産業局HP www.hkd.meti.go.jp/hokim/open_houkoku/index.htm
 - ・会津若松市公式HP www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/ja/shisei/torikumi/ooo/tokucho.htm

編集後記

地研通信第96号が完成いたしました。今号には、今年度から研究員として活躍していただいているお二人に寄稿していただきました。木下論文は、公共施設や空き店舗を利用した青少年の居場所づくりについて、三重県の事例をヒアリング調査に基づいて検討しています。立地の問題、運営者と利用者(青少年)の関係、「居場所」間の連携、運営資金問題など、多くの課題が残されているようですが、“地域住民が自分たちにあった居場所を自由に選べる社会”の実現に向けて手掛かりが得られそうです。平尾・加藤・横溝論文では、ネット社会における福祉教育のあり方が検討されます。特定の私企業の製品であるOSが公的な情報リテラシー教育に浸透していることの問題性や、情報リテラシー教育の福祉教育的側面(機会均等を保障する人権教育の側面)の重要性を提示する点は読みごたえがあります。ICTの発展やグローバル化のなかで、地域社会はいかに変化したのか? 地域社会の発展のために必要な取り組みは何なのか? こうした問題について今号は多くの論点を提起しているように思います。(KS)